

○ 建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターのかごの落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件（平成十七年国土交通省告示第五百六十六号）
（傍線部分は改正部分）

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十七条の二第一号ハ、第二号ロ及び第三号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落、<u>屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターのかごの落下及びエスカレーター</u>の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準を第一から第三までに、並びに同号ロの規定に基づき、建築物の基礎の補強に関する基準を第四に定める。ただし、国土交通大臣がこの基準の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める基準によつて建築物の増築又は改築を行う場合においては、当該基準によることができる。</p> <p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第三百三十七条の二第一号ハに規定する建築物の倒壊及び崩落、<u>屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターのかごの落下及びエスカレーター</u>の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 建築設備については、次のイからハまでに定めるところによる。</p> <p>イ ロ （略）</p> <p>ハ 建築物に設ける令第二百二十九条の三第一項第一号及び第二号に掲げる昇降機は、令第二百二十九条の四及び令第二百二十九条の五（これらの規定を令第二百二十九条の十二第二項において準用する場合を含む。）<u>、令第二百二十九条の八第一項並びに令第二百二十九条の十二第一項第六号の規定に適合するほか</u>、当該昇降機のかごが、かご内の人又は物による衝撃を受けた場合において、かご内の人又は物が昇降路内に落下し、又</p> | <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十七条の二第一号ハ、第二号ロ及び第三号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落並びに<u>屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落</u>のおそれがない建築物の構造方法に関する基準を第一から第三までに、並びに同号ロの規定に基づき、建築物の基礎の補強に関する基準を第四に定める。ただし、国土交通大臣がこの基準の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める基準によつて建築物の増築又は改築を行う場合においては、当該基準によることができる。</p> <p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第三百三十七条の二第一号ハに規定する建築物の倒壊及び崩落並びに<u>屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落</u>のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 建築設備については、次のイからハまでに定めるところによる。</p> <p>イ ロ （略）</p> <p>ハ 建築物に設ける令第二百二十九条の三第一項第一号及び第二号に掲げる昇降機は、令第二百二十九条の四及び令第二百二十九条の五（これらの規定を令第二百二十九条の十二第二項において準用する場合を含む。）<u>並びに令第二百二十九条の八第一項の規定に適合するほか</u>、当該昇降機のかごが、かご内の人又は物による衝撃を受けた場合において、かご内の人又は物が昇降路内に落下し、又はかご外の物に触れるおそれのない構</p> |

はかご外の物に触れるおそれのない構造であること。

二 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、次のイ及びロに定めるところによる。

イ 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭和四十六年建設省告示第九号に定める基準に適合すること。

ロ 特定天井については平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号第三に定める基準に適合すること又は令第三十九条第三項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること。

ただし、増築又は改築をする部分以外の部分の天井（新たに設置するものを除く。）であつて、増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しているもので当該天井の落下防止措置（ネット、ワイヤ又はロープその他の天井材（当該落下防止措置に用いる材料を除く。）の落下による衝撃が作用した場合においても脱落及び破断を生じないことが確かめられた部材の設置により、天井の落下を防止する措置をいう。）が講じられているものにあつては、この限りでない。

第二 令第三百三十七条の二第二号ロに規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターのかごの落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一 (略)

二 建築設備については、第一第一号に定めるところによる。

三 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、第一第二号に定めるところによる。

第三 令第三百三十七条の二第三号イに規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターのかごの落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

造であること。

二 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁については、昭和四十六年建設省告示第九号に定める基準に適合すること。

第二 令第三百三十七条の二第二号ロに規定する建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一 (略)

二 建築設備については、第一第一号に定めるところによる。

三 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁については、第一第二号に定めるところによる。

第三 令第三百三十七条の二第三号イに規定する建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 (略)
- 二 建築設備については、第一第一号に定めるところによる。
- 三 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、第一第二号に定めるところによる。
- 第四 (略)

- 一 (略)
- 二 建築設備については、第一第一号に定めるところによる。
- 三 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁については、第一第二号に定めるところによる。
- 第四 (略)